

「社会に開かれた学校教育創造事業」業務委託事業者審査基準

※（各評価項目について）劣っている…1（2）点、やや劣っている…2（4）点、普通…3（6）点
 やや優れている…4（8）点、優れている…5（10）点

評価項目	評価内容
1 業務実施主体の適性に関すること（配点5点）	
ア 類似事業の執行実績	・業務を適正に遂行するための実績を有しているか
2 参加者の募集・申込受付に関すること（配点10点）	
ア 参加募集方法	・参加校の児童・保護者に対して、参加意欲をかきたてる募集をすることができるか
イ 申込受付方法	・参加申込を明瞭・簡潔に行うことができるか
2 講座開設に関すること（配点50点）	
ア 学習意欲の向上	・子供の学習意欲の向上を喚起することができるか
イ 学習習慣の定着	・子供の学習習慣の定着に寄与することができるか
ウ 講座のテーマ	・多様なテーマの講座が開設されているか
エ 講座の運用	・年間を通した計画的なスケジュールが組まれているか
オ 複数学年の児童への対応	・開設される講座は、学年に関係なく参加することができるか
3 効果検証に関すること（配点10点）	
ア 調査方法・内容	・学習意欲、学習習慣の変容をみとることができるものであるか
イ 成果報告会での説明	・県が設置する報告会において、分析結果を説明できるか
4 円滑な実施やトラブル防止に資する取組み（配点15点）	
ア 遅刻・欠席、天災への対応	・遅刻・欠席、天災への対応が適切にできるか
イ セキュリティ対策	・個人情報適切かつ厳重に管理されているか
ウ トラブル等への対応	・トラブル、苦情、相談等への対応が適切にできるか
5 業務実施の体制等（配点10点）	
ア 業務実施体制	・組織体制や人員配置など業務を適正に遂行する体制が整えられているか
イ 本委託業務に係る経費の妥当性	・提案内容に対して妥当な額かどうか